

○就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則

平成18年12月26日

規則第75号

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則をここに公布する。

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則

目次

第1章 総則（第1条）

第2章 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園（第2条―第6条）

第3章 幼保連携型認定こども園（第7条―第11条）

第4章 雑則（第12条・第13条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「法」という。）、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第2号。以下「省令」という。）及び幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件に関する規則（平成26年静岡県規則第47号。以下「規則」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

第2章 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園

（幼保連携型認定こども園以外の認定こども園認定申請書等）

第2条 法第4条第1項の申請書は、様式第1号によるものとする。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。ただし、知事が添付の必要がないと認める書類については、添付を省略することができる。

- (1) 第12条第1項各号に掲げる事項を記載した事業計画書
- (2) 申請者の住民票の写し（申請者が法人の場合にあっては、登記事項証明書及び定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類）
- (3) 施設の付近の見取図並びに園舎及び屋外遊戯場の配置図
- (4) 園舎及びその設備の面積及び構造を示す図面並びに屋外遊戯場の面積を示す図面
- (5) 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の長となる者の履歴書
- (6) 職員の資格を証する書類の写し
- (7) 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の業務に係る保険契約書又は共済契約書の写し
- (8) 貸借対照表及び資金収支計算書又はこれらに類する書類
- (9) 幼稚園又は保育所の認可を受けている場合にあっては、その認可を証する書類の写し
- (10) その他知事が必要と認める書類

（認定の有効期間等）

第3条 法第5条第1項の認定の有効期間は、当該認定の日から起算して3年とする。

2 法第5条第2項の申請書は、様式第2号によるものとする。

（軽微な変更の範囲）

第4条 省令第28条第1号の知事が定める数は、次の各号に掲げる子どもの数の変更の区分に応じ、当該各号に規定する数に100分の10を乗じて得た数（その数が5人を下回る場合にあっては、5人）とする。

- (1) 法第4条第1項第3号の保育を必要とする子どもに係る利用定員の変更 法第4条第1項第3号の保育を必要とする子どもに係る利用定員の数
- (2) 法第4条第1項第4号の保育を必要とする子ども以外の子どもに係る利用定員の変更 法第4条第1項第4号の保育を必要とする子ども以外の子どもに係る利用定員の数

(変更の届出等)

第5条 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園に係る法第29条第1項の規定による届出は、様式第3号による幼保連携型認定こども園以外の認定こども園変更届出書により、当該変更をしようとする日の1月前までに行わなければならない。

(辞退の届出)

第6条 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の設置者は、幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定を辞退しようとするときは、様式第4号による幼保連携型認定こども園以外の認定こども園辞退届出書により、辞退の日の3月前までに知事に届け出なければならない。

2 知事は、前項の規定による届出があった場合は、法第28条に規定する方法により、当該届出に係る事項についてその周知を図るものとする。

第3章 幼保連携型認定こども園

(幼保連携型認定こども園の設置届出書等)

第7条 法第16条の規定による届出は、様式第5号による幼保連携型認定こども園設置届出書により行うものとする。

2 前項の届出書には、次に掲げる書類を添付するものとする。ただし、知事が添付の必要がないと認める書類については、添付を省略することができる。

- (1) 第12条第1項各号に掲げる事項を記載した事業計画書
- (2) 施設の付近の見取図並びに園舎及び屋外遊戯場の配置図
- (3) 園舎及びその設備の面積及び構造を示す図面並びに屋外遊戯場の面積を示す図面
- (4) 幼保連携型認定こども園の運営に関する規定
- (5) 幼保連携型認定こども園の長となる者の履歴書
- (6) 職員の資格を証する書類の写し
- (7) 幼保連携型認定こども園の業務に係る保険契約書又は共済契約書の写し
- (8) 貸借対照表及び資金収支計算書又はこれらに類する書類
- (9) その他知事が必要と認める書類

(幼保連携型認定こども園の設置認可申請書等)

第8条 法第17条第1項の規定による設置の認可の申請は、様式第6号による幼保連携型認定こども園設置認可申請書により行うものとする。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。ただし、知事が添付の必要がないと認める書類については、添付を省略することができる。

- (1) 第12条第1項各号に掲げる事項を記載した事業計画書
- (2) 申請者の住民票の写し(申請者が法人の場合にあっては、登記事項証明書及び定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類)
- (3) 施設の付近の見取図並びに園舎及び屋外遊戯場の配置図
- (4) 園舎及びその設備の面積及び構造を示す図面並びに屋外遊戯場の面積を示す図面
- (5) 幼保連携型認定こども園の運営に関する規定
- (6) 幼保連携型認定こども園の長となる者の履歴書
- (7) 職員の資格を証する書類の写し
- (8) 幼保連携型認定こども園の業務に係る保険契約書又は共済契約書の写し
- (9) 貸借対照表及び資金収支計算書又はこれらに類する書類

(II) その他知事が必要と認める書類

(幼保連携型認定こども園変更届出書)

第9条 幼保連携型認定こども園に係る法第29条第1項又は省令第15条第2項の規定による届出は、様式第7号による幼保連携型認定こども園変更届出書により行うものとする。

(幼保連携型認定こども園廃止届出書等)

第10条 法第16条又は第17条第1項の規定による廃止若しくは休止の届出又は認可の申請は、様式第8号による幼保連携型認定こども園廃止(休止)届出書(認可申請書)により行うものとする。

(幼保連携型認定こども園設置者変更届出書等)

第11条 法第16条又は第17条第1項の規定による設置者の変更の届出又は認可の申請は、様式第9号による幼保連携型認定こども園設置者変更届出書(認可申請書)により行うものとする。

2 前項に規定する届出書又は申請書には、変更前及び変更後に係る次に掲げる書類を添付するものとする。ただし、知事が添付の必要がないと認める書類については、添付を省略することができる。

- (1) 施設の付近の見取図並びに園舎及び屋外遊戯場の配置図
- (2) 園舎及びその設備の面積及び構造を示す図面並びに屋外遊戯場の面積を示す図面
- (3) 幼保連携型認定こども園の運営に関する規定
- (4) 貸借対照表及び資金収支計算書又はこれらに類する書類

第4章 雑則

(認定こども園運営状況報告書等)

第12条 省令第29条第2号及び第3号の知事が定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 職員等の配置に関する事項
 - (2) 職員等の資格に関する事項
 - (3) 職員の資質の向上に関する事項
 - (4) 設備に関する事項
 - (5) 食事の提供に関する事項
 - (6) 開園日、保育時間及び開園時間に関する事項
 - (7) 入園する子どもの選考に関する事項
 - (8) 安全の確保等に関する事項
 - (9) 教育及び保育の内容に関する事項
 - (10) 苦情処理に関する事項
 - (11) 子育て支援事業に関する事項
 - (12) 利用料に関する事項
- 2 省令第29条の報告書は、様式第10号によるものとする。
- 3 前項の報告書には、次に掲げる書類を添付するものとする。
- (1) 第1項各号に掲げる事項を記載した事業報告書
 - (2) 貸借対照表及び資金収支計算書又はこれらに類する書類
 - (3) その他知事が必要と認める書類
- 4 省令第29条の知事が定める日は、5月31日(その日が日曜日又は土曜日に当たるときは、これらの日の翌日)とする。

(身分証明書等)

第13条 法第19条第1項の規定による立入検査又は規則第20条の調査を行う職員は、様式第11号による身分証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成24年3月30日規則第26号)
この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則
この規則は、平成27年4月1日から施行する。

様式第1号（第2条関係）（用紙 日本工業規格A4縦型）

幼保連携型認定こども園以外の認定こども園認定申請書

第 年 月 日 号

静岡県知事 氏 名 様

住所 { 法人にあっては、その
主たる事務所の所在地 }
氏名 { 法人にあっては、その
名称及び代表者の氏名 } ㊦
{ 氏名（法人にあっては、その代表者の氏名）
を自署する場合は、押印は不要です。 }

幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定を受けたいので、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第4条第1項の規定により、次のとおり申請します。

認定を受ける施設 の名称及び所在地等	施設の種別	<input type="checkbox"/> 幼稚園 <input type="checkbox"/> 保育所 <input type="checkbox"/> 保育機能施設		
	新設・既存別	<input type="checkbox"/> 新設施設 <input type="checkbox"/> 既存施設(注)		
	施設名			
	施設長名			
	所在地			
	設置年月日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
定員	人	人	人	
幼保連携型 認定こども 園以外の認 定こども園 の名称及び 長の氏名	名称			
	長の氏名			
運営開始予定年月日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
利用定員		満3歳未満児	満3歳以上児	小計
	保育を必要とする子どもの数	人	人	人
	保育を必要とする子ども以外の子どもの数	人	人	人
	計	人	人	人
教育及び保 育の目標並 びに主な内 容	目標・理念			
	ねらい			
	概要			
子育て支援 事業の概要				

添付書類

- (1) 第12条第1項各号に掲げる事項を記載した事業計画書
 - (2) 申請者の住民票の写し(申請者が法人の場合にあっては、登記事項証明書及び定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類)
 - (3) 施設の付近の見取図並びに園舎及び屋外遊戯場の配置図
 - (4) 園舎及びその設備の面積及び構造を示す図面並びに屋外遊戯場の面積を示す図面
 - (5) 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の長となる者の履歴書
 - (6) 職員の資格を証する書類の写し
 - (7) 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の業務に係る保険契約書又は共済契約書の写し
 - (8) 貸借対照表及び資金収支計算書又はこれらに類する書類
 - (9) 幼稚園又は保育所の認可を受けている場合にあっては、その認可を証する書類の写し
 - (10) その他知事が必要と認める書類
- (注) 既存施設とは設置後相当の期間を経過した施設をいい、新設施設とはそれ以外の施設をいう。

様式第2号（第3条関係）（用紙 日本工業規格A4縦型）
認定有効期間更新申請書

第 号
年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

住所 { 法人にあっては、その
主たる事務所の所在地 }
氏名 { 法人にあっては、その
名称及び代表者の氏名 } ㊦
{ 氏名（法人にあっては、その代表者の氏名）
を自署する場合は、押印は不要です。 }

幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の有効期間の更新を受けたいので、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第5条第2項の規定により、次のとおり申請します。

幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の名称及び所在地	名称				
	所在地				
認定年月日	年 月 日				
現に受けている認定の有効期間	年 月 日から 年 月 日まで				
幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の子どもの数(注)	年度分	区分	年齢区分	子どもの数	
				定員	現員
	年度	保育を必要とする子ども	満3歳未満	人	人
			満3歳以上	人	人
		保育を必要とする以外の子ども	満3歳未満	人	人
			満3歳以上	人	人
		計			人
	年度	保育を必要とする子ども	満3歳未満	人	人
			満3歳以上	人	人
		保育を必要とする以外の子ども	満3歳未満	人	人
			満3歳以上	人	人
		計			人
	年度	保育を必要とする子ども	満3歳未満	人	人
			満3歳以上	人	人
		保育を必要とする以外の子ども	満3歳未満	人	人
			満3歳以上	人	人
		計			人
	年度	保育を必要とする子ども	満3歳未満	人	人
			満3歳以上	人	人
		保育を必要とする以外の子ども	満3歳未満	人	人
満3歳以上			人	人	
計			人	人	

(注)

- 1 現に受けている認定の有効期間が3月に開始したものである場合は、初年度については記載は不要であること。
- 2 子どもの数は、各年度3月1日現在の人数(最終年度にあっては、3月1日の実績がないときは、申請月の1日現在の人数)を記載すること。

様式第3号（第5条関係）（用紙 日本工業規格A4縦型）

幼保連携型認定こども園以外の認定こども園変更届出書

第 号
年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

住 所 { 法人にあっては、その
主たる事務所の所在地 }
氏 名 { 法人にあっては、その
名称及び代表者の氏名 } ㊟
{ 氏名（法人にあっては、その代表者の氏名）
を自署する場合は、押印は不要です。 }

幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の申請に係る事項を変更したいので、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第29条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の名称及び所在地	名称			
	所在地			
変更内容	変更事項	変更前	変更後	
変更の理由				
変更年月日	年	月	日	

様式第4号（第6条関係）（用紙 日本工業規格A4縦型）

幼保連携型認定こども園以外の認定こども園辞退届出書

第 号
年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

住 所 { 法人にあつては、その
主たる事務所の所在地 }
氏 名 { 法人にあつては、その
名称及び代表者の氏名 } ㊟
{ 氏名（法人にあつては、その代表者の氏名）
を自署する場合は、押印は不要です。 }

幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定を辞退したいので、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則第6条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の名称及び所在地	名称	
	所在地	
辞退の日	年 月 日	
辞退の理由		
現に入園している子ども等に対する対応状況		

様式第5号（第7条関係）（用紙 日本工業規格A4縦型）
 幼保連携型認定こども園設置届出書

第 号
 年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

市町長 氏 名 印

幼保連携型認定こども園を設置したいので、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第16条の規定により、次のとおり届け出ます。

新設・既存別	<input type="checkbox"/> 新設施設 <input type="checkbox"/> 既存施設（注）			
施設の名称				
所在地				
幼保連携型認定こども園の長となる者の氏名				
運営開始予定年月日	年 月 日			
目的				
利用定員	区 分	満3歳未満児	満3歳以上児	小計
	保育を必要とする子どもの数	人	人	人
	保育を必要とする子ども以外の子どもの数	人	人	人
	計	人	人	人

添付書類

- (1) 第12条第1項各号に掲げる事項を記載した事業計画書
 - (2) 施設の付近の見取図並びに園舎及び屋外遊戯場の配置図
 - (3) 園舎及びその設備の面積及び構造を示す図面並びに屋外遊戯場の面積を示す図面
 - (4) 幼保連携型認定こども園の運営に関する規定
 - (5) 幼保連携型認定こども園の長となる者の履歴書
 - (6) 職員の資格を証する書類の写し
 - (7) 幼保連携型認定こども園の業務に係る保険契約書又は共済契約書の写し
 - (8) 貸借対照表及び資金収支計算書又はこれらに類する書類
 - (9) その他知事が必要と認める書類
- (注) 既存施設とは設置後相当の期間を経過した施設をいい、新設施設とはそれ以外の施設をいう。

様式第6号（第8条関係）（用紙 日本工業規格A4縦型）
 幼保連携型認定こども園設置認可申請書

第 号
 年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

住所 { 法人にあっては、その
 主たる事務所の所在地 }
 氏名 { 法人にあっては、その
 名称及び代表者の氏名 } ㊦
 { 氏名（法人にあっては、その代表者の氏名）
 を自署する場合は、押印は不要です。 }

幼保連携型認定こども園の設置の認可を受けたいので、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第17条第1項の規定により、次のとおり申請します。

新設・既存別	<input type="checkbox"/> 新設施設 <input type="checkbox"/> 既存施設（注）			
施設の名称				
所在地				
幼保連携型認定こども園の長となる者の氏名				
運営開始予定年月日	年 月 日			
目的				
利用定員	区 分	満3歳未満児	満3歳以上児	小計
	保育を必要とする子どもの数	人	人	人
	保育を必要とする子ども以外の子どもの数	人	人	人
	計	人	人	人

添付書類

- (1) 第12条第1項各号に掲げる事項を記載した事業計画書
 - (2) 申請者の住民票の写し（申請者が法人の場合にあっては、登記事項証明書及び定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類）
 - (3) 施設の付近の見取図並びに園舎及び屋外遊戯場の配置図
 - (4) 園舎及びその設備の面積及び構造を示す図面並びに屋外遊戯場の面積を示す図面
 - (5) 幼保連携型認定こども園の運営に関する規定
 - (6) 幼保連携型認定こども園の長となる者の履歴書
 - (7) 職員の資格を証する書類の写し
 - (8) 幼保連携型認定こども園の業務に係る保険契約書又は共済契約書の写し
 - (9) 貸借対照表及び資金収支計算書又はこれらに類する書類
 - (10) その他知事が必要と認める書類
- (注) 既存施設とは設置後相当の期間を経過した施設をいい、新設施設とはそれ以外の施設をいう。

様式第7号（第9条関係）（用紙 日本工業規格A4縦型）
 幼保連携型認定こども園変更届出書

第 年 月 日 号

静岡県知事 氏 名 様

住 所 { 法人にあっては、その
主たる事務所の所在地 }
 氏 名 { 法人にあっては、その
名称及び代表者の氏名 } ㊦
 { 氏名（法人にあっては、その代表者の氏名）
を自署する場合は、押印は不要です。 }

幼保連携型認定こども園の認可事項等を変更したいので、
 の総合的な提供の推進に関する法律第29条第1項
 の総合的な提供の推進に関する法律施行規則第15条第2項

就学前の子どもに関する教育、保育等
 就学前の子どもに関する教育、保育等
 の規定により、次のとおり届け出ます。

名称及び所在地	名 称			
	所在地			
変 更 の 内 容	変更事項	変更前	変更後	
変 更 の 理 由				
変更予定年月日	年	月	日	

様式第8号（第10条関係）（用紙 日本工業規格A4縦型）
 幼保連携型認定こども園廃止（休止）届出書（認可申請書）

第 号
 年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

住 所 { 法人にあっては、その
 主たる事務所の所在地 }
 氏 名 { 法人にあっては、その
 名称及び代表者の氏名 } ㊦
 { 氏名（法人にあっては、その代表者の氏名）
 を自署する場合は、押印は不要です。 }

幼保連携型認定こども園を廃止（休止）したいので、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な
 提供の推進に関する法律 第16条 の規定により、次のとおり届出（申請）します。
第17条第1項

名称及び所在地	名称	
	所在地	
廃止又は休止の理由		
園児の処置方法		
廃止の期日 又は休止の予定期間		
財産の処分 (注)		

(注) 財産の処分の欄は、廃止の場合のみ記載すること。

様式第9号（第11条関係）（用紙 日本工業規格A4縦型）
 幼保連携型認定こども園設置者変更届出書（認可申請書）

第 号
 年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

（変更前の設置者）

住 所 { 法人にあつては、その
 主たる事務所の所在地 }

氏 名 { 法人にあつては、その
 名称及び代表者の氏名 } ㊟

（変更後の設置者）

住 所 { 法人にあつては、その
 主たる事務所の所在地 }

氏 名 { 法人にあつては、その
 名称及び代表者の氏名 } ㊟

{ 氏名（法人にあつては、その代表者の氏名）
 を自署する場合は、押印は不要です。 }

幼保連携型認定こども園の設置者について変更をしたいので、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律 第16条 第17条第1項 の規定により、次のとおり届出（申請）します。

	変更前	変更後
名 称		
所 在 地		
目 的		
変更予定年月日	年 月 日	
変 更 の 理 由		

添付書類

- (1) 施設の付近の見取図並びに園舎及び屋外遊戯場の配置図
- (2) 園舎及びその設備の面積及び構造を示す図面並びに屋外遊戯場の面積を示す図面
- (3) 幼保連携型認定こども園の運営に関する規程
- (4) 貸借対照表及び資金収支計算書又はこれらに類する書類

様式第10号（第12条関係）（用紙 日本工業規格A4縦型）
 認定こども園運営状況報告書

第 号
 年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

住 所 { 法人にあっては、その
 主たる事務所の所在地 }
 氏 名 { 法人にあっては、その
 名称及び代表者の氏名 } ㊦
 { 氏名（法人にあっては、その代表者の氏名）
 を自署する場合は、押印は不要です。 }

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第30条第1項の規定により、
 次のとおり報告します。

認定こども園の名称及び所在地	名称			
	所在地			
子どもの数 (注)		満3歳未満児	満3歳以上児	小計
	保育を必要とする子どもの数	人	人	人
	保育を必要とする子ども以外の子どもの数	人	人	人
	計	人	人	人

添付書類

- (1) 第12条第1項各号に掲げる事項を記載した事業報告書
 - (2) 貸借対照表及び資金収支計算書又はこれらに類する書類
 - (3) その他知事が必要と認める書類
- (注) 子どもの数は、報告日前日現在の人数を記載すること。

（表）

第 号
身 分 証 明 書
所 属 職 名 氏 名 生年月日
上記の者は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第19条第1項の規定による立入検査及び幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件に関する規則第20条の調査を行う職員であることを証明する。 年 月 日
静岡県知事 氏 名 <input type="checkbox"/>

（裏）

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律抜粋
（報告の徴収等）

第19条 都道府県知事（指定都市等の区域内に所在する幼保連携型認定こども園（都道府県が設置するものを除く。）については、当該指定都市等の長。第28条から第30条まで並びに第34条第3項及び第9項を除き、以下同じ。）は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、幼保連携型認定こども園の設置者若しくは園長に対して、必要と認める事項の報告を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくはその施設に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件に関する規則抜粋
（実地の調査）

第20条 認定こども園の設置者は、知事が法第30条第1項又は第2項の規定に基づく報告に係る事項について必要な調査を行う場合には、当該調査に協力しなければならない。